別紙

接種費用の上乗せ（１０・１１月期及び１２月期以降）に係る提出物の作成方法等について

１　注意点

* 時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ（以下「時間外等加算」という。）のみの請求とすること。（接種費用2,070円等は従前通りの方法で請求するため，本請求に含まない）
* 10・11月期（令和３年10月３日から同年11月30日まで）を一括として，「10・11月（診療所/病院入力用）呉市請求書・実績報告書」様式により作成すること。
* 12月期以降については，新様式の予診票を使用する場合は，接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用を請求すること。ただし，医療機関等においてやむを得ない理由等により，旧様式の予診票を用いて費用請求する場合は，接種費用はV－SYSを活用して請求する一方，時間外・休日加算分は，「12月以降（診療所・病院共通入力用）呉市請求書・実績報告書」様式により請求する。
* 接種費用2,070円等との整合性を図ること
	+ 接種費用（2,070円／回）の請求については，本市又は広島県国保連合会において審査を受けることになるが，審査において予診の実施について支払いが認められなかった場合は，時間外等加算の対象とはならないので，本市に請求しないこと。既に請求済の場合は，本市に訂正の報告を速やかに行うこと。

　また，本市から，時間外等加算分の実績報告等について照会があった場合は適切に対応すること。

２　提出物の記載方法（病院は「病院用」，診療所は「診療所用」の様式を使用すること。12月期以降は共通）

　　※厚生労働省の様式と一部異なっているため，呉市様式を使用すること。

1. 実績報告書（様式２）

ア　医療機関等名称を記入。



イ　10月３日から11月30日の時間外及び休日の接種回数について，該当する日付の欄に入力。



* + 接種回数の記載は不要（個別接種促進のための支援事業に係る報告項目であり，当該事業に係る請求は，別途県宛に行うこと）。

**【12月期以降の入力について】**

12月期以降の入力時は，医療機関等名称の下に，実績報告期が追加されているので，実績月をプルダウン選択し，該当する日付の欄に入力。



※　プルダウン選択すると，日付も変わります。

ウ　様式２の記載内容に間違いがないことを確認の上，様式の下方に記名押印。

　　証明欄上の問１～問４の記載は不要（個別接種促進のための支援事業に係る報告項目のため県へ請求の際必要な項目）。



1. 請求書（様式１）

ア　（１）の入力を行うと，シート下方にある様式１「コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書」に自動的に請求金額及び内訳が表示されるため，正しく情報が反映されているか確認。

　イ　「日付」，「医療機関所在地」，「代表者職名・氏名」，「電話番号」，「口座情報」等を入力・押印。





ウ　標榜する診療時間を入力。

３　（参考）時間外・休日の定義

1. 時間外の定義

休日以外の日で，平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの（２（２）ウに相当）以外の時間

1. 休日の定義

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178 号）第３条に規定する国民の祝日

※　上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において，終日，診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお，自治体が設置する接種会場については，土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても，終日休日とする。